

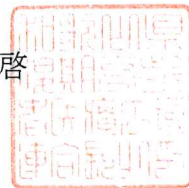


和歌山県後期高齢者医療広域連合告示第6号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の令和4年度の実施状況及び、同法第21条に基づく女性の職業選択に資する令和4年度の情報を、別紙のとおり公表する。

令和5年5月1日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 尾花正啓



和歌山県後期高齢者医療広域連合 特定事業主行動計画 取組の実施状況の公表（令和4年度）

1 採用した職員に占める女性職員の割合

	職 員	会計年度任用職員
女性職員の割合	－ %*	100 %

※広域連合の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用はありません。

2 平均した継続勤務年数の男女の差異

○職員 1と同様の理由により、継続勤務年数は派遣元市町で把握しています。広域連合における派遣年数は短く、男女の区別により派遣年数を定めることはないため、差異はありません。

○会計年度任用職員 採用の日から同日の属する会計年度の末日までの任用期間であり、その任用期間に男女の区別をしていないため、差異はありません。

3 職員の給与の男女別の差異

○職員 1と同様の理由により、職員の給与は派遣元市町村で把握しています。

○会計年度任用職員

職名	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
会計年度任用職員 （パートタイム）	－ %*

※令和5年3月31日時点で会計年度任用職員（パートタイム）は全て女性です。

4 職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間

	男 性	女 性
時間外勤務時間	2時間56分	2時間50分

※管理職、会計年度任用職員は含みません

5 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	男 性	女 性
管理職に占める割合	75%（3人）	25%（1人）

※管理職（事務局長1人、次長1名、会計管理者1人、課長1人）

6 各役職段階に占める女性職員の割合

	男 性	女 性
事務局長	100% (1人)	0% (0人)
次長	100% (1人)	0% (0人)
会計管理者	100% (1人)	0% (0人)
課 長	0% (0人)	100% (1人)
班 長	60% (3人)	40% (2人)
主 査	100% (1人)	0% (0人)
主 事	75% (6人)	25% (2人)
計	72% (13人)	28% (5人)

※管理職（事務局長1人、次長1名、会計管理者1人、課長1人）

7 男女別の育休取得率

	職 員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
取得率	— %*	— %*	— %*	— %*

※休暇取得の対象職員なし

8 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

	職 員	会計年度任用職員
取得率	— %*	— %*

※休暇取得の対象職員なし

9 職員の年次休暇の平均取得率及び一人当たりの取得日数

平均取得率	38.99%
一人当たりの取得日数	15.02日

和歌山県後期高齢者医療広域連合
女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に関する情報の公表（令和4年度）

情報公表 女性職員の 採用割合 （※1）	採用試験の 受験者の女 性割合（※ 1）	職員の女性 割合（※ 2）	(1)継続勤務年数／(2)離職率の 男女差（※3）		約10年度前に採用し た職員の男女別継続 任用割合（※3）		男女別の育児休業取 得率（※4）		男性の配属 者出産休業取 得率 （※4）	超過勤務の 状況（月平 均時間） 【会計年度 任用職員を 除く】	超過勤務の 状況（月平 均時間） 【会計年度 任用職員を 含む】	年次休暇等 取得率 【会計年度 任用職員を 除く】	管理職の女 性割合（※ 5）	各役職段階の職員の女性の割合（※5）					中途採用の男女別実 績（※6）	公表日		
			男性	女性	男性	女性	男性	女性						主幹	課長	次長	会計管 理者	局長			男性	女性
100%	100%	41%	(1)／(2)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	—	2時間55分	2時間9分	38.99%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	該当者なし	令和5年3月31日

※1 会計年度任用職員のみの数字。職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。
 ※2 会計年度任用職員を含む。
 ※3 職員（局長2年・それ以外の職員3年）、会計年度任用職員（採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間）ともに任期が決まっており、男女の区別により任期を定めることはないため、差異はない。
 ※4 休暇取得の対象職員なし。
 ※5 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、広域連合に裁量の余地が少ない。
 ※6 職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。